



子育て世帯の 移住支援制度

菊池市外から転入し、市内に住居を新築、購入された
子育て世帯*の方に補助金を交付します。

※子育て世帯
未就学児（6歳未満）が同一世帯内に1名以上いる世帯

未就学児が
1名の世帯

30
万円

未就学児が
2名以上の世帯

40
万円

さらに
旭志地域へ
転入した世帯

+ 30
万円

補助対象は裏面のチェックリストで確認できます >>>

癒しの里
菊池
KIKUCHI CITY

お申込み・お問い合わせ

菊池市役所

地域振興課
集落・定住支援室

住所 熊本県菊池市隈府888番地

電話 0968-25-7250

メール chiiki@city.kikuchi.lg.jp

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金に係るチェックリスト

○補助対象者（以下のすべての要件を満たす必要があります。該当するものに✓をいれて確認してください。）

- 1. 申請者が、令和5年4月1日以降に未就学児と共に転入した子育て世帯の保護者である。
- 2. 申請者及び共に転入した世帯員全員（配偶者と子など）が転入日の前日まで連続して1年以上、菊池市外に住民票があった。※転入した子供が1歳未満の場合はこの限りではない。
- 3. 申請者又は申請日時点での同一世帯員（配偶者など）が、申請者の転入日から遡って1年以内、または転入後1年以内に居住用の住宅を新築、購入等している。
- 4. 申請者が、転入前の市区町村において税の未納がない。
- 5. 申請者が、国・県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けていない。
- 6. 申請者及び世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない。
- 7. 申請者が、日本人又は外国人で永住者の配偶者等の定住者・特別永住者の在留資格を有している。
- 8. 申請者が、過去にこの補助金の交付を受けていない。

対象となる方は転入後1年以内の申請が必要です

○提出書類（様式1号、2号はホームページからダウンロードできます。）

- 1. 交付申請書兼請求書（様式1号）
- 2. 誓約書（様式第2号）
- 3. 顔写真付きの身分証明書（免許証やマイナンバーカード等）
- 4. 世帯全員分の戸籍の附票の写し
- 5. 新築、購入等した住宅及びその敷地の全部事項証明書
- 6. 転入前の市区町村での税の未納がない証明書（転入日の前年度分）
- 7. 振込先の口座情報がわかる書類

補助金等についてご不明な点がある方はお気軽にご相談ください。

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金に関する情報はこちら >>>



その他移住に関する情報はこちら >>>



※ホームページの問い合わせフォームからもお問い合わせいただけます。